

### 市民委員を募集

●特別報酬等審議会委員 市長の諮問に応じ、市長・副市長・教育長と市議会議員の報酬金額等について審議します▼対象 7月16日現在、20歳以上で市内に引き続き3か月以上在住し、平日夜間や土曜日の会議(5回程度を予定)に出席できる方▼任期 8月～令和4年1月(予定)▼報酬 1回1万800円▼募集人数 4人(選考)▼応募方法 7月16日(金)必着までに、住所、氏名、生年月日、電話番号、性別、職業、「社会情勢を踏まえた持続可能な行政運営のあり方」についての意見(800字～1200字)を書いて、直接、または郵送、ファクス、Eメールで人事課(市役所2階52番窓口)内線2573 Fax(528)4333 ejinji@city.tachikawa.lg.jp

### 学校給食運営審議会委員

●学校給食のあり方について審議します▼対象 7月30日現在、20歳以上で市内に引き続き3か月以上在住し、平日昼間の会議に出席できる方(市の他の審議会等の委員は除く)▼任期 10月31日～令和5年10月30日(予定)▼報酬 1回1万800円▼募集人数 2人(選考)▼応募方法 7月30日(金)消印有効までに、住所、氏名、年齢、生年月日、電話番号、性別、職業、「学校給食と食育」についての意見(1200字以内)を書いて、郵送またはEメールで学校給食共同調理場(T19010015 泉町1156-14) 0015 泉町1156-14

(526)3511 gakkoukyu ushoku@city.tachikawa.lg.jp

### 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する国の支援策として、対象児童1人につき5万円を支給します(ただし、ひとり親世帯分の給付金や他市などで給付金をすでに受け取っている方を原則除きます)。

●対象児童 平成15年4月2日～令和4年2月28日に生まれた子ども(特別児童扶養手当の認定を受けている子どもは申請時に20歳未満)

●支給対象者 左表①～④に該当し、所得要件を満たす方

支給対象者	所得要件
① 令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受けている方	令和3年度分の住民税均等割が非課税(未申告の方は申告が必要)
② 令和3年5月分以降の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受けている方	
③ 対象児童の養育者で、公務員や子どもが高校生だけの世帯等	
④ 対象児童の養育者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる

離婚協議中で、配偶者と別居中の方は、児童手当や給付金を受給できる可能性があります。市子育て推進課へご相談ください。

●申請・支給日・支給方法 支給対象者①②の方は申請不要です。①の方は7月27日(火)に児童手当、または特別児童扶養手当の振込口座へ支給します。③④の方は申請が必要です。7月26日(月)から子育て推進課手当・医療費給付係(市役所1階21番窓口)内線1344へ申請してください。申請書受理・審査後、随時、指定された振込口座へ支給します。

●厚生労働省コールセンター ☎0120(811)166

### 新型コロナウイルス感染症対策特別借換資金の受け付けを開始

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者の資金繰りと経営の安定化を支援するため、立川市中小企業事業資金融資あっせん制度に既往融資借換のメニューを新設しました。

- 申込方法等、くわしくは市ホームページをご覧ください。
- 主な要件 現在の立川市中小企業事業資金融資あっせん制度の基本要件を満たしており、この制度の資金を利用している事業者で、この制度による融資を一本化して借り換える、など
- あっせん限度額 借換元となる融資の合計額に追加融資(500万円まで)を加えた額(上限2000万円)
- 利率(年率) 1・6%(立川市負担率1・1%、利用者負担率0・5%)
- 貸付期間 10年以内(据置1年を含む)
- 受付期間 12月28日(火)まで

(予定) 市産業観光課商工振興係・内線2655

### 公開する会議日程

- 国民健康保険運営協議会 7月12日(月)午後1時30分～3時 市役所2階208・209会議室
- 生涯学習推進審議会 7月13日(火)午後6時30分～7月14日(水)午後6時30分 男女性総合センター5階第3学習室
- 教育委員会定例会 7月8日(木)午後1時30分～7月9日(金)午後1時30分 市役所1階101会議室
- 交通安全対策審議会 7月20日(火)午前10時30分～20日(火)午前11時30分 市役所2階208・209会議室

今月の納期 **6月30日** 水

▶市民税・都民税第1期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください。

☎収納課管理係・内線1240

## ルールやマナーを守って きれいな道路で 気持ちよく

市は市民団体などと協力して、市道の清掃や違反広告物の撤去等、安全で快適な道路環境づくりに取り組んでいます。

### ●道路にはみ出した枝のせん定・除草にご協力を

民有地の樹木の枝や草が道路にはみ出すと、通行を妨げたり、街路灯、道路標識、カーブミラーなどを隠したりして危険です。お早めのせん定・除草にご協力をお願いします。

☎道路課維持係・内線2401

### ●違反広告物は撤去の対象です

道路上の電柱や街路樹、道路標識などに設置されている、はり紙、はり札、広告旗(のぼり旗)、立て看板などはまちの景観を損ない、歩行者等の通行の妨げとなります。違反広告物は設置しないでください。

☎道路課管理係・内線2387

### ●道路上に段差解消ブロック等を置かないでください

段差解消ブロックなどを道路上に設置すると、歩行者などが転倒する原因となったり、雨の日には雨水の流れを止めてしまい、道路が冠水する恐れがあります。道路上には置かないでください。

☎道路課管理係・内線2387

### ●道路上でのスケートボードはやめましょう

道路上でスケートボードをしている人と歩行者との接触事故やトラブル等が、多発しています。道路は、人や車両等が安全に通行するためのものです。道路上でのスケートボードはやめましょう。

☎道路課管理係・内線2387

### 路上違反広告物撤去活動 推進員を募集します

▶対象＝継続的に活動できる、市内在住・在勤の20歳以上の方で構成される3人以上の団体 ▶活動内容＝違反広告物の撤去など

☎道路課管理係・内線2387

会議、講演会等に手話通訳等を希望する方は開催1週間前までに各問い合わせ先、または下記ファクスまでお申し込みください。Fax(521)2653